

第1760回（7月28日）

JA及び自治体が出資した農業法人の 育成と展開に関する比較考察

鈴 村 源太郎

日本農業の担い手不足が深刻化している昨今、その問題がより顕在化している地域においては、農業法人が地域農業の中心的組織の一つとして位置づけられ、地域の農地管理の一翼を担う経営として注目を集めている。

近年こうした背景の中で、農地の管理・保全という「公益的」な目的のもとにJAや自治体が出資した農業法人が誕生している。

今後、遊休農地の更なる増加や既存の生産組合等の弱体化など様々な問題を抱える地域において、JAや自治体が出資する農業法人が増加することは十分見込まれる。

そのため本報告では、このように「公益的」な目的から地域の農地管理の一翼を担うべく設立された出資形態の異なる法人（JA出資型と自治体出資型）が、その出資形態ゆえにどのような性格を持っているか、また、両者の共通点、異質点は何かという点を明らかにすることを課題とした。

JAが出資した農業生産法人（以下JA出資農業生産法人）としては、長野県松本市のアグリランド松本と滋賀県長浜市のグリーンパワー長浜を事例として取り上げた。

アグリランド松本は、JA松本ハイランドが約90%を出資した農業生産法人で、稲作、加工トマト、畜産などの農業経営を行っている。グリーンパワー長浜はJA長浜市（当時）が99%の出資をし、稲作経営及び水稲作業受委託を行う農業生産法人である。

他方、自治体が出資した農業法人（以下自治体出資農業法人）としては秋田県鹿角市の八幡平地域経営公社を事例として取り上げた。現行農地法では農業生産法人の構成員要件に市町村が含まれていないため八幡平地域経営公社は農業生産法人ではない。そのため農作

業受委託等を中心に、地域農業の担い手として活動しているが、将来は農業生産法人として農地の取得をすべく自治体が出資を引き上げることを予定している。

こうした3事例をもとにJA出資農業生産法人と自治体出資農業法人の比較を行った結果、明らかになった点は次の2点である。

第1に、共通点として認められた点は、①両経営の企業形態が有限会社であるということ、②地域内の新たな担い手として遊休農地の有効利用・保全という公益的な機能を果たすために設立されたということである。

第2に、JA出資農業生産法人が組合組織を母体とし、自治体出資農業法人が地方公共団体である市町村を母体としていることに起因し、次の2点が異質点として認められた。

①経営者やオペレーターなどの人的資源の確保に関して、JA出資農業生産法人がJA内か、もしくはJAの働きかけによって抜擢した人材を登用しているのに対し、自治体出資農業法人では、地域の中の対話を重視し、人材を地域内の選出に任せていること。②法人の目的に関し、JA出資農業生産法人がJA事業の補完組織あるいは実働組織として、地域とJAのつなぎ役をすることが大きな目的とされているのに対し、自治体出資農業法人は、地域の農業者が主体となった農業法人の設立が目的とされていることである。

結論として、JA出資農業生産法人はJAの従属企業的で意思決定をJA側で行っているが、それに対し自治体出資農業法人は法人を地域に創設することが主眼であることから独立企業的な性格を持ち、意思決定も法人自体が行っているという点が明らかになった。

今後に残された課題は、JAや自治体がこうした法人の設立にいかに関わったかという点であり、地域の活性化にどう役立てていく可能性があるかである。